

「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案」について

令和 7 年 2 月
財 務 省

1. 法律案の概要

地域活性化又は企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を一層促進するため、株式会社日本政策投資銀行による特定投資業務について、

(1) 投資決定期限及び政府による出資期限を令和 8 年 3 月 31 日から令和 13 年 3 月 31 日まで延長。

(2) 業務完了期限を令和 13 年 3 月 31 日から令和 23 年 3 月 31 日まで延長。

2. 施行日

公布の日